

佐竹氏入部前後の由利領北部地域

渡 辺 英 夫

はじめに

慶長七年（一六〇二）、佐竹氏は徳川家康により常陸の旧領五四万石余を没収され、領知高も示されないまま出羽国への移封を命じられた。旧領主秋田実季の土崎湊城に一冬を過ごした初代藩主佐竹義宣は、翌慶長八年、現在の秋田市千秋公園の地に新領国の本拠地を定め、本格的な領国経営に着手する。ところがそのとき、城下南西部を北流し、土崎湊で日本海に注ぐ雄物川河口部の左岸一帯は、山形藩最上氏五七万石の所領だった。秋田藩側から見たこの雄物川対岸部を百三段（ももさだ）地域という。

元和八年（一六二二）八月、山形藩主最上義俊が改易された。すると江戸に出ていた義宣は、この百三段地域と自領村

方の交換に向けて動いた。その願いが認めれ、幕府よりそれを許可する旨の知らせが秋田藩重臣梅津政景のもとに届いたのは十月八日の深夜だった。政景は正確で克明な日記を書き残しており、以下、本稿ではこれを政景日記と略記する。すると、そのときの様子は次のようだった。

当所油梨ノ内も、さだ義宣知行ニ引替被遣候間、も、さだ知行高ほと秋田分うけ取可被相渡由、江戸より御意之由、左京様・右近さま・喜之助殿・九兵へ殿被仰越之由、御意被成候。

このとき政景は由利の本荘にいた。事態はやや複雑で、由利領には最上氏支配下の本荘城と滝沢城があり、秋田藩はこれを接収するため軍勢を率いて由利に出陣していた。ところが、幕府は最上義俊改易の上使宇都宮藩主本多正純に

対し、突如、下野国の一五万五〇〇石を没収し、由利五万五〇〇〇石の新領地へ山形から直接移動するよう命じたのだった。

右に引用した政景日記に登場する旗本の伊丹喜之助康勝と高木九兵衛正次は、本多の由利移封を申し付ける二代將軍徳川秀忠の上使で、鳥居左京亮忠政は磐城平藩一二万石から八万石加増されて移封した新しい山形藩主だった。そして本多と共に山形に派遣された最上氏改易の上使永井右近大夫直勝は、この年、常陸国笠間五万二〇〇〇石から二万石の加増を受けて下総国古河へ転封するが、この永井こそが秀忠の密命を受けた現地山形の指令官だった。

由利領の受け取りには旗本の石川八左衛門政次と水野河内守守信の兩名が上使として派遣されており、永井は書状を以て石川・水野兩名に本多の由利移封を伝えていた。しかし、ことの重要性に鑑みて、永井は山形城に控えていた政景に由利行つて石川と水野に面会し、対応方の詳細を伝えるよう指令した。と同時に永井は、本多への由利領引き渡しに留まらないうち、秋田藩勢は暫く解兵せず、由利領の秋田藩側に留まらないうち、秋田藩に指示したのだった。そこで政景は、本荘に出陣している秋田勢を自領内のどこに移動させるべきか、その判断を仰ぐべく兄で家老の梅津半右衛門憲忠のもと、山形から久保田へ急行する。すると、憲忠の指示は、次の通りだった。

半右衛門申分ハ君か野、ミヤウが沢、かつらね、此三ヶ所ニ余り候ハ、とよまきニ可被差置由、瀧沢衆ハ太沢ニ、余り候ハ、新山へ被参候。

本荘に出陣している秋田勢は、君ヶ野・名ヶ沢・桂根の三ヶ所に移動させ、そこに収容しきれない軍勢は豊巻に移動させよ、これが憲忠の指示だった。これにより、元和八年、最上義俊が改易されるまで、秋田藩は最上氏支配の由利領内に君ヶ野・名ヶ沢・桂根の三ヶ村を飛地状に支配していた事実が明らかとなる。

右の史料は、前稿に紹介し検討したところだが、最上氏の改易と本多正純の由利移封という流れの中で、秋田藩が百三段地域を自藩領に取り込む問題を考える上で決定的に重要なため、再度ここに取り上げた。^③ 正確を旨とする政景日記により、秋田藩が出羽移封後、この時期に至るまで由利領北部地域にわずかといえ三ヶ村の飛地を領していたのは確かだった。だが、地元自治体史の中には、次の如く政景の記述を真つ向から否定する極端な説を唱えるものもある。

君カ野以下の村が替え地の対象となつたとされる理由は、前記各村を「由利領境の秋田領」と誤って解釈したのが原因である。「君ガ野・名ガ沢・桂根・豊巻」は、由利領境の秋田領ではなく、「秋田領境の由利領」なのである。諸説に出てくる桂根・八田・名ガ沢・君ガ野な

どは、百三段よりもさらに南に位置し、仮にこれらの村が秋田領だったとすると飛び地になってしまうことになる。秋田領には下野の国以外飛び地はない。

秋田藩には下野国以外に飛地領はないのだから、憲忠が指示した地域は、由利領境の秋田藩領ではなく、「秋田領境の由利領」なのだ、と政景の記述をねじ曲げている。曲解も甚だしい暴論と言わざるを得ない。この点、山形城で「秋田御人数、由利境目御領分迄引取候様ニ」と指令を受けた政景自身、不審に思い、改めてこの点を幕府上使衆に問いただしていた。するとその返答は、「由利境御領分ニ御人数被残置候へと御理之由」とのこと、由利境の秋田藩側であることに間違いはなかった。これについては前稿で詳しく分析したところだが、右自治体史はこうした政景の動きについては触れていない。

百三段地域の村替問題については、実はすでに江戸時代の内に地元でも詳しい事実関係がわからなくなっていた。それでも、百三段地域と交換された村はどこなのか、この点に関心が持たれ、近年に至るまで数多くの説が唱えられてきた。いずれも決定的な史料を欠き、微妙な違いを見せつ議論が重ねられ、複雑である。そのため、それら百三段地域の村替問題に関する諸説については、関連史料とそれに関わる研究史を整理する形で別稿を予定するものとし、ここでは紙幅の制

約もあることから、それら諸説と本稿の分析を絡ませて考察する手法は採らない。

ここでまず、君ヶ野・名ヶ沢・桂根など三ヶ村の秋田藩飛地領が由利領北部地域に生まれた経緯について、佐竹氏が入部する以前の秋田氏支配の時代からたどってみよう。その上で、由利領大沢郷の状況についても戦国末期の対立関係を明らかにし、佐竹氏入部後、村替がおこなわれた元和・寛永期における由利領北部地域の在地状況について考えてみたい。

一 赤尾津氏一党と由利領北部地域

元和九年（一六二三）、幕府から二万石を与えられた岩城四郎二郎吉隆は翌寛永元年七月、由利の赤尾津を新領地経営の本拠地と定める。政景日記は同年八月八日の条に次の通り記している。

去月晦日之日付にて半右衛門所より書中有、四郎二郎様御座所、御下衆有所も、本赤宇津に極。

「下衆」とあるのは岩城氏家臣のことで、秋田藩家老の梅津憲忠は最上氏の重臣本城満茂の旧領を受け取り、岩城吉隆の居所とその家中屋敷を決めるため、七月二十四日から赤尾津に出張していた。そして、同月晦日の三十日、この町割り

一六歳になった岩城吉隆は、この寛永元年（一六二四）十二月二十九日の除目で、従五位下修理大夫に叙任される。だが、新領地由利への下向はまだ許されず、その本拠地建設は伯父である佐竹義宣の指示により秋田藩の手によってなされたのだった。

慶長十四年（一六〇九）生まれの吉隆は、元和六年（一六二〇）、父貞隆の死に伴い一二歳にして父の遺領一万石を信州川中島に継承した。『寛政重脩諸家譜』は吉隆に関して、（元和）八年出羽国由利郡のうちをいて一万石を加えられ、すべて二万石を領し、九年十一月河中嶋の領地を由利郡に移され亀田に住す。

と記している。最上氏が改易された元和八年、岩城吉隆は由利に一万石を加増され、信州川中島と合わせて計二万石の大名となった。そして、その翌年に由利に移封した、と岩城氏の家譜は述べている。しかし、元和八年時点で由利に一万石を与えられたとする点については、政景日記をはじめ地元側の史料からは確認できない。そこで本稿では、前述の通り、本多正純が改易された翌月の元和九年十一月、吉隆は幕府より由利に二万石を与えられて川中島から移ったものとして論を進めたい。また、二万石の大名とはいえ、岩城氏には当初、城構えが認められなかったから、藩主と家中が集住する町を城下町というのは正確には誤りで、正しくは陣屋構えの陣屋

町と言わなければならない。だがここでは、通例にならない城下町の称を用いる。また、古代国郡制の規定に由利郡はなく、中世から近世初頭において、この地域を指す概念としては「由利領」の称が用いられていた。

岩城氏が本拠地とした赤尾津は、赤宇津あるいは赤宇曾とも記され、寛永年中前半期には、そこは亀田と改称される。奥書に「慶長十七年六月廿八日」の日付をもつ「由利郡中慶長年中比見出檢地帳」は、「最上義光分限帳」の写しと考えられているが、それによれば赤尾津郷は富田村・福俣村・赤寺村の三ヶ村からなるという。赤尾津は最上義光が徳川家康から由利領を与えられるまで、由利十二頭のひとり赤尾津氏が治める土地だった。その範囲は、由利本莊市に合併する以前の岩城町の大半と由利本莊市松ヶ崎地域を含めた広領域を指すと考えられている。すると、寛永元年八月、政景が岩城吉隆の「御座所」を「本赤宇津」として、「赤宇津」に「本」をつけたのは、かつて赤尾津氏が城館を構えた狭義の赤尾津を指している、そう考えたい。

そこで、この赤尾津の広領域とそこを治めた赤尾津氏について戦国期の様相を考えてみよう。寛永元年より遡ること三五年、天正十七年（一五八九）、太閤豊臣秀吉の惣無事令が発令されるさなか、秋田市土崎港に本拠地を置く秋田実季は一族に謀反を企てられた。実季の従兄弟で豊島城主だった

秋田道季が角館方面に基盤をおく戸沢氏と結び、実季に反逆したのである。道季は遠く陸奥国の南部氏や横手・湯沢方面を治める小野寺氏とも連携していたといい、この戦いを湊合戦という。

湊合戦は、天正十五年（一五八七）、実季の父愛季が陣中に没し、わずか一二歳の実季が家督を継承したことに端を発した謀反だった。そして、その背景には角館城主戸沢盛安と秋田愛季の所領争いが前提になっていた。愛季が病死したのは、現在の大仙市協和中淀川千着にあったという淀川城をめぐる攻防のさなかと伝えられる。雄物川を遡るように内陸部への進出をねらった愛季は、角館から南進して雄物川流域の西仙北地域や協和地域まで手中に収めつつあった戸沢氏と鋭く対立した。この緊張状態で豊島城は実季方の最前線に位置し、道季は秋田氏にとってきわめて重要な立場にあった。しかし、豊島城主秋田道季は若い当主実季に不安を抱き、敵対する戸沢盛安と結んで謀反に及んだ。実季に代わって秋田宗家を継承しようと企んだものと思われる。

このころ、淀川城の南方約八キロメートルほどに位置する西仙北地域でも、雄物川が大きく湾曲する左岸一帯では、戸沢氏が由利領北部に勢力を持つ赤尾津氏と対立していた。この一帯で、出羽丘陵を水源とする大沢川の流域一帯を大沢郷といい、ここは赤尾津氏が支配するところだった。そして、

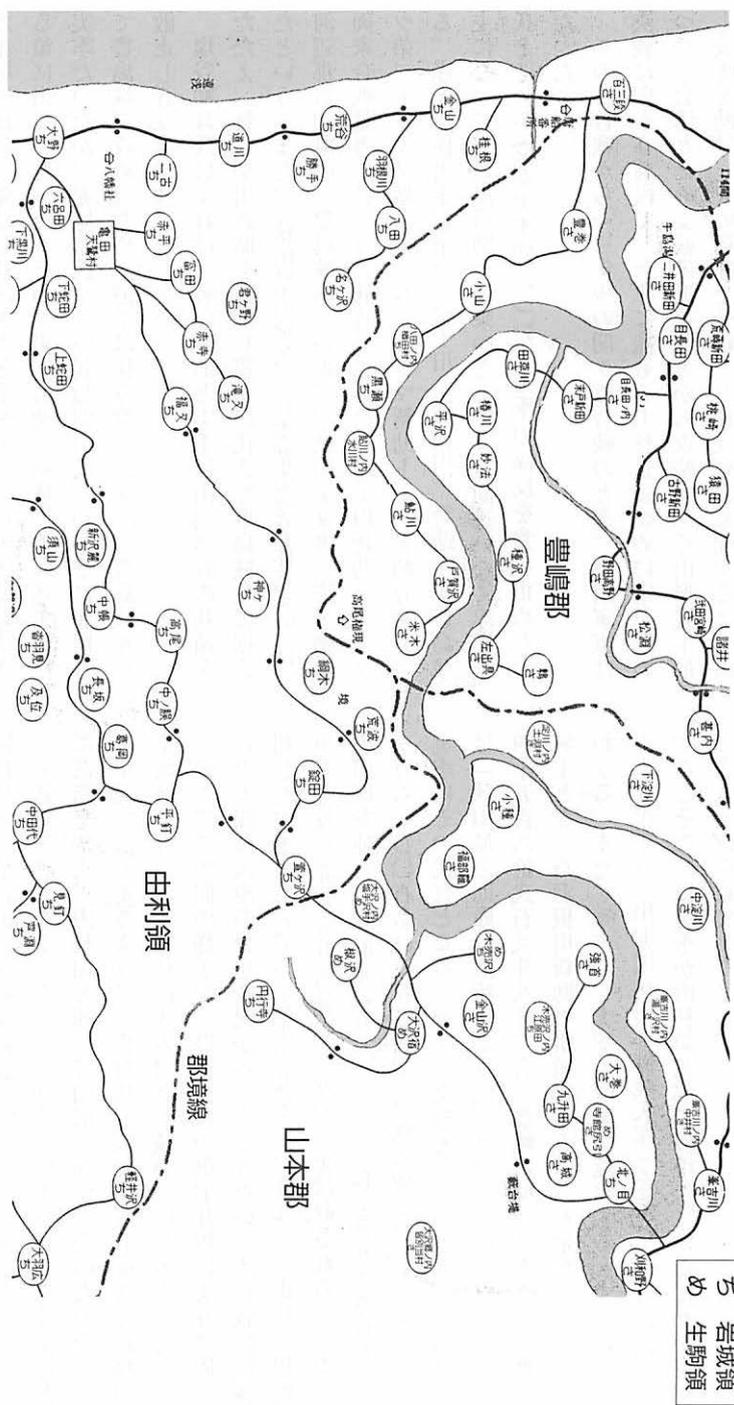
その支配は関ヶ原合戦後、最上氏に引き継がれ、最上氏は慶長十七年、ここに由利領検地を実施した。「由利郡中慶長年中比見出検地帳」は、それを反映した写しと見られ、それによれば、大沢郷は次の通り二ヶ村からなっていた。

大沢郷 北之目村 塩手沢村 枅沢村 宿村 金剛寺村 北沢村 大場沢村 山作沢村 鳥屋沢村 白坂村 萩久田村^①

つまり、戦国末期から近世初頭の最上氏支配の時代まで、大沢郷は由利領に属していたのである。それが、最上氏が改易された後、変遷を経て矢島藩生駒氏や亀田藩岩城氏などの所領に組み替えられ、正保四年（一六四七）の「出羽一國御絵図」では、大沢郷は「由利領」から切り離されて「山本郡」に編入される。そしてさらに、寛文印知で山本郡は仙北郡と改められ、明治を迎えて現在は大仙市西仙北地区に所属している。なお、以下本稿では正保の「出羽一國御絵図」を正保国絵図と略記する。^②

いま、大沢郷が最上氏支配の時代まで、「由利領」に属していた点は、正しく理解されていないかもしれない。だが間違いないのは、慶長七年、佐竹氏がこの地に入部するまで、赤尾津氏が支配する由利領の一部だった。そして、この大沢郷と境を接する西仙北地区の木壳沢村や江原田村は、佐竹氏入部の直前まで戸沢氏が治めるところで、両者は互いに対立

図1 正保4年(1647)の村方配置



※秋田県公文書館所蔵「出羽一國御絵図」を翻刻した『角川日本地名大辞典5秋田県』(1980年)の附録図を基に作成。

する関係にあった。¹³⁾この点に注意したい。それゆえ、豊島城主秋田道季が戸沢氏側に寝返って謀反したとき、それを知った赤尾津氏の一党は、秋田実季と手を組んで戸沢氏に対抗する策に出たのだった。その結果、最初、窮地に追い込まれた実季だったが、赤尾津氏やその親類羽川氏らが実季に加担して豊島城を攻めたため、道季は挟み撃ちにあつて豊島城から敗走し謀反は失敗に終わった。

塩谷順耳氏によれば、戦いのあと実季は由利諸將の功績をたたえ、特に羽川新助を抜擢し道季に代えて豊島城主に据えたという。¹⁴⁾また、「秋田県の地名 日本歴史地名体系5」は、河辺郡河辺町の「豊島城跡」の項で、秋田家文書「湊・楡山両家合戦覚書」により「此時ノ忠二仍、ハ子川新助（アカラツ弟）トシマノ城主ニナル、トシマ新助ト云」と紹介している。¹⁵⁾赤尾津氏当主の弟、「ハ子川（羽根川）新助」が豊島城主になって、豊島新助と名乗ったという。間違ひなく赤尾津氏とその一党が実季側について道季の謀反を食い止めたのだった。

この湊合戦から一三年後の関ヶ原合戦のとき、徳川家康は決戦に向かう前段で、会津に籠もる上杉景勝攻めに軍を進めつつ、会津とその支城米沢を北方から攻略すべく山形城主最上義光を助け、その指揮を受けて上杉攻めに参加するよう出羽の諸領主に書を送りつけている。これを受けた出羽北部の

諸領主はこぞつて山形城に向けて出陣し、秋田実季も軍勢を整え湊城を發つた。ところが、父愛季が陣中に没した大仙市協和地域では戸沢政盛が唐松城を押さえ、実季勢を阻んで、その通行を許さなかった。それゆえ、実季は仕方なく海岸部に進路を変え、由利領を通つて山形へ向かったのだった。これを見てもわかるように、佐竹氏が入部する直前まで雄物川下流域では戸沢氏と秋田氏の対立が続いていたのだった。

そこでこの間の様子を、豊臣秀吉の奥羽仕置により設置された太閤蔵入地の分布状況から考えてみたい。湊合戦には勝利した実季だったが、天正十九年（一五九二）正月、惣無事令違反の罪により所領の三分の一を没収される。実季は小田原参陣により旧領の五万二〇〇〇石余を安堵されたが、二万六〇〇〇石余は没収され、豊臣蔵入地となった。そして、実季はその代官となる。翌年の文禄元年（一五九二）八月には「秋田城之助殿分限帳」が作成され、それによれば、「一、四千五百八拾式石式斗八升三合 豊嶋新助」とあつて、豊島城主となった羽根川新助の所領が四五八二石余だったことがわかる。¹⁶⁾また、秀吉は、実季の所領を没収するとすぐに、天正十九年正月「出羽国秋田郡御蔵入帳」をまとめさせている。するとそこには実季が由利領北部に獲得していた村々が克明に書き上げられていた。¹⁷⁾

出羽内秋田郡御蔵入目録

一 五百四拾九石壹斗四升 川尻村

(八ヶ条中略)

一 參千七百六拾壹石七斗三升 大平村

一 八百八拾六石九升壹合 米々木村

一 六百七拾壹石九升貳合 平沢村

一 七百六拾五石壹斗八升三合 鮎川村

一 百三拾九石貳斗 白川村

一 五百七拾石九斗五升三合 君川野村

一 四百六拾貳石九斗貳升九合 ミやうか沢村

一 六百五拾三石壹斗壹合 小山村

一 百四拾石貳斗貳升六合 大くほ村

(四二ヶ条中略)

一 四百拾七石三斗三升 船橋村

已上

惣合貳万六千貳百四拾四石八斗三升

右如件

天正十九年正月吉日

湊安藤太郎とのへ

一つ書きは全部で六一ヶ条に及び、村高の合計は二万六二四四石八斗三升だった。ただし、後半は一つの箇条に複数の村方を書き上げるものもあり、村数はこの条数を超えている。最初の川尻村以降、八柳・泉郷・豊巻・添川・寺内・

濁川・山内・程野(保戸野)、そして大平村と続き、現在の秋田市中心部とその周辺地域が秀吉に召し上げられたことがわかる。この内、豊巻は雄物川左岸域で豊岩小山から北方に連なる位置にある豊岩豊巻に比定され、正保国絵図では秋田藩領の村として豊巻村が描かれている。これにより、かつて秋田実季の所領だった村々が、太閤蔵入地の時代を経て佐竹氏入部後、佐竹氏にその支配が引き継がれたことがわかる。

雄物川下流域で、後の寛文年間以降は河辺郡となる地域では、豊巻村以外にも「米々木村・平沢村・鮎川村・白川村・小山村」などが記されている。そして、同様に寛文以降、由利領から由利郡と改められる地域には「君川野村」と「ミやうか沢村」が書き上げられている。これらの村々も、かつて秋田実季が支配したところで、それが太閤蔵入地に編入されたのだった。

「米々木村」は秋田市雄和女米木、「鮎川村」は同市雄和相川、「小山村」は同市豊岩小山にそれぞれ比定される。また、平沢村はこれらとは反対に雄物川右岸に位置する秋田市雄和平沢で、対岸は同市雄和下黒瀬である。ただ「白川村」に関しては、慶長二年(一五九七)の太閤蔵入帳では「白根村」とも記され、また、正保国絵図では、その場所とおぼしき所には高付けなしで「鮎川村ノ内水川村」とあって混乱している。一方、「君川野村」は由利本荘市岩城君ヶ野に、「ミやうか沢」

は秋田市下浜名ヶ沢にそれぞれ比定される。

ここに書き上げられた村々は奥羽仕置を迎えるまで、間違
いなく秋田実季の支配下にあつて、それが秀吉に没収され
て太閤蔵入地に編入された地域だつた。とはいへ、蔵入地
の年貢算用は代官たる秋田実季に任されており、天正十九年
(一五九一)以降もこれらの村々は実季が實質的に管理し、
支配していたと見てよい。したがつて、由利領北部地域にお
いては、奥羽仕置以降も、表面的には秀吉による惣無事の世
界が維持されていたが、現実には、秋田実季は赤尾津氏一党
と協調關係を保つたまま、内陸部の戸沢氏に対立する關係が
続いていた。その結果、この地域では、赤尾津氏の支配域と
秋田氏の支配域が相互に混じり合うような事態が展開したの
だつた。対して、戸沢氏が雄物川を越えて赤尾津氏が支配す
る大沢郷と対峙した地域においては、そのような混在はあり
得ず、支配を異にする明確な境界線が引かれていたと考えら
れる。

二 本城満茂の由利支配

関ヶ原合戦後、この勢力關係は一変する。慶長七年
(一六〇二)、秋田実季は常陸国宍戸に移され、代わつて佐竹
氏がこの地に入部する。すると佐竹義宣は太閤蔵入地を含め

実季が支配した領域をそのまま引き継ぐが、その一方で、秋
田実季の支配から自立していた由利諸党の領域は、徳川家康
によつて最上義光の支配下に組み込まれるところとなつた。
その結果、由利地方には最上氏の重臣本城満茂が配され、由
利十二頭と目された中には仁賀保氏や打越氏のように家康の
直臣となつて常陸国に所領替となつたり、滝沢氏や岩屋氏の
ように旧地に留まつて最上氏の家臣となる者も現れた。

そうしたなか、赤尾津氏の当主はそのどちらにも当たらず、
慶長七年以降の足取りが掴めない。そしてその弟で、秋田実
季のもと豊島城主に抜擢された豊島新助についても、新領主
佐竹義宣が豊島城を廃城としたことにより、その後について
はたどれない。これが正に「本莊市史 通史編Ⅰ」が、「秋
田県史 第二卷 近世編上」で、「赤尾津氏は間も無く故あつ
て罰せられて亡んだ」とされる点を踏まえつつ、「赤宇會離散」
とよぶ赤尾津氏一党の解体・滅亡にほかならない。

ここで、由利領北部に関して佐竹氏入部直前の入り組んだ
状況をいま一度確認してみたい。赤尾津氏関連の史料はほと
んど残されていないため、同地域が最上領となつて以後の史
料に頼るほかない。最上氏は、慶長十六年(一六一一)から
翌十七年にかけて差出により領内総検地を実施し、それを基
に「最上義光分限帳」をまとめている。由利地方にはそのと
きの検地帳が何ヶ村かに残されており、それによれば田畑一

筆ごとにその土地の米の生産高が刈高で表記されている。²⁰そして、田の場合は上田から下々田まで四等級に区分され、上田は生産高一〇〇刈につき米一石六斗、中田は一石四斗五升、下田は一石三斗五升、下々田は一石二斗五升のように斗代が決められ、一筆ごとの高が耕作農民の名と共に書き上げられている。斗代は村により異なる場合があるが、この検地がより近世的な検地だったことがわかる。そして、この検地により本城豊前守満茂の知行高が確定する。

羽州由利郡惣高寛

豊前領分

一、本米壹万五千八百拾五石六斗四升三合四勺

出米三千七百九拾八石一斗（升か）七合四勺

合壹万九千六百拾三石六斗六升八勺

但シ五ツ取事

半物成ニシテ本出米合三万九千貳百廿七石壹斗六升

（中略）

右者慶長拾七年之御検地也²¹

右史料は後世の写しで、斗以下の計算は合わないが、『本荘市史 史料編Ⅰ下』は写真版も併せて掲載しており、翻刻に誤りはない。そして、同市史の『通史編Ⅰ』では同種の史料により、由利領は本城満茂三万九千二百七石余、滝沢兵庫頭一万八千九百石余、岩屋能登守二万六千石余、最上義俊蔵入

地二八〇〇石で構成されるとしている。²²また、『史料編Ⅰ下』は延宝九年（一六八一）の写しと見られる「最上家中分限寛」を掲げ、「油利分」として「高五万四千七百八十六石七斗四勺 此内二千八百石ハ蔵入分」と紹介している。²³ここで、一連の史料に記される「出米」の「出」は、「打出高」の意味で、慶長十六、七年の総検地に際し、それまでに掌握していた高からどれだけ増加したかを示す「出目」だという。だが、それ以前、いつの検地から増えた分なのか、その点は不明だという。

ここで、本稿が注目したいのは、この「出」の問題ではない。それよりむしろ、右の引用史料に見える「五ツ取」、「半物成」についてである。これは決して検地の結果得られた村高に対しその年貢率を五割と定めて年貢を取り立てるという意味ではない。慶長十六、七年の最上領検地は大変に厳しい検地だったと伝えられている。しかし、それは指出検地だったから検地竿を短くしたり、斗代を上げたりして最終的に村高の増大につながるといったものではなかった。それまでに公に掌握されていた田畑屋敷をより厳密正確に把握し、掌握できていなかった田畑をすべて洗い出そうとしたものだったと考えられる。

これにより、村人の年貢負担は以前より重くなったのは確かだろう。だが一方で、それは負担の確定であり、固定でも

あった。つまり、村方では最上氏の定める検地基準に照らし、その基準に換算して自ら負担する年貢量を耕地一筆ごとに確認していったものと思われる。そして、検地役人はその操作に不正はないか、隠田はないか、それまでの年貢量と比較して減少はないか、それらを逐一点検したものと思われる。勿論、検地帳を最終的に取りまとめたのは最上氏の家臣だが、その清帳を仕上げる前段には、このような作業がなされたに違いない。

したがって、この検地は、一面でそれまでに形成されていた在地社会の秩序を再確認し、それを保証するものでもあった。つまり、最上氏は家臣たちが年貢徴収をほしのままにする事態を制限し、知行主の恣意性を排除することによって在地社会の安定化につなげた。と同時に高を同質にすることに成功し、これにより家臣に配分する知行高が均質化した。

家臣に宛がわれた高は、いずれも「物成」の二倍の意味で同質であり、最上氏はその経済的保証の上に立って、知行高に応じた様々な役を家臣に負担させたのだった。この検地が大名最上氏の近世権力への転換に果たした役割は大きい。こうした由利領の在地社会に目を向けるなら、村方の知行主が最上氏の直臣であれ、本城氏の家臣であれ、知行高の半分が年貢高であることに変わりはなく、知行高に応じて知行主に割り当てられる諸役が村方に転嫁される関係も同じとなっ

た。元和八年（一六二二）、佐竹氏が村替により獲得した百三段地域は、こうした「半物成」の慣習が定着していたはずで、佐竹氏支配の秋田藩領とは違っていたから、村替によりその知行高相当分を交換する作業は、そう簡単にはいかなかったと推測される。

本城満茂はこの由利領検地が終了した翌慶長十八年十月ころまでに赤尾津を離れ、小吉郷の本城村に本拠地を移し城下の町の建設に着手するといふ。検地によって本城氏自らも家中の統制力を強め、水運を利用できる適地に所領経営の拠点を移したものと思われる。そして、本城満茂を名乗るのも、これ以降のことだといふ。慶長七年以来、雄物川を挟んで対峙してきた佐竹氏との関係も十年に及び、軍事的緊張が大分ほぐれてきたことも本荘移転の要因の一つと見てよいだろう。

三 「由利郡中慶長年中比見出検地帳」

奥書に由利領検地を担当した日野備中守と進藤但馬守兩名の名前と、慶長十七年六月二十八日の日付をもつ「由利郡中慶長年中比見出検地帳」は、このときの検地結果を反映したものと考えられている。これは、後世の写しで原典は破損により、表紙と最初の何丁かを欠いていたらしく、最初に「初紙何程か切捨ル」と記されている。また、写しの表紙には筆

録者と見られる鶴沼三郎右衛門の名が記され、彼が付けた表題には「由利郡中」とあるので、国郡制の規定になかった由利郡が幕府により認定された寛文年間以後の写しと見られる。これは、本年貢だけでなく、山野・河海に課した小物成を由利領全体にわたって幅広く書き上げしており、地域ごとの産物もわかる貴重な史料である。

赤尾津郷 富田村 福俣村 赤寺村

右三ヶ村之高

一、本田貳万四千五百九拾菊

此米三百五拾六石六斗六升五合五勺

一、出田四千五百拾五束菊

此米六拾六石貳斗八升五勺²⁾

前にも見た通り、赤尾津郷は「富田村・福俣村・赤寺村」の三ヶ村から成り立っていたが、各村ごとの本田・出田は記されず、三ヶ村を合計した高が記されている。これ以下、苗代の菊高とそれを米に換算した年貢高、そして、畑地の年貢に当たる「畠米」と、戸数を示す「居屋敷」と簡条は続き、この「本田・出田・苗代・畠米・居屋敷」の五項目は各郷とも共通して必ず書き上げられている。そして、その後に主なものだけでも炭竈・漆木・塩竈・獵船・丸木船・登船・鮭など、諸々の課税対象が書き上げられ、「由利銭」が広く流通していたことも確かめられる。

ここでは、それら諸産物についてではなく、佐竹氏入部以前の秋田実季領と赤尾津氏一党の支配域がどのように入り組んでいたのか、その状況について、「郷」にくくられた村のまとまりから考えてみたい。梅津政景が「本赤宇津」と記し、当時はまだその名がなかった亀田を基点にして、それより北方の村々を見ると、まず亀田の町を西方に貫流する衣川を下った海岸部には「大野村」が単独で書き上げられている。これはその立地から現在の由利本荘市松ヶ崎に比定して間違いないだろう。そして、その北方海岸沿いに関しては「道川村・勝手村・二子村 但シ巻冊」と確認できる。おそらく、原典ではこの三ヶ村が一冊の検地帳にまとめられていたのだろう。そして、ここを更に北上したところが羽根川郷六ヶ村と百三段郷三ヶ村だった。

羽根川郷の六ヶ村については「羽根川郷 新屋村・行川村・金山村・黒瀬村・八田村・前郷村 但シ三冊」とあって、もとの検地帳は三冊仕立てだったらしい。紛らわしいがここに見える「新屋村」は、六ヶ村の位置関係から見て正保国絵図に「新谷村」と記される現在の由利本荘市岩城勝手新谷（あらや）地区を指すと考えられる。また、「行川村」は同国絵図には見えないものの、現在の岩城勝手雪川と見られる。そして、その北方に位置する秋田市下浜羽川地区が同国絵図に「羽根川村」と記される羽根川郷の中心地「前郷村」で、更

にその北方の秋田市下浜長浜地区は、後の元禄年間に金山村から長浜村へと村名を改めたことが知られている。これら四ヶ村はいずれも海岸部に連なる村方だった。

一方、秋田市下浜八田を指すと見られる「八田村」は、北北西に向かつて流下する雄物川の南方を逆に東流する八田川沿いであつて、海岸部から離れた出羽丘陵東側に位置している。そして、八田川が北東に向きを変えて雄物川に注ぐ秋田市下浜榎田地区は、正保国絵図では高付けなしで「八田ノ内榎田村」と記され、ここは岩城氏が治める亀田藩領だった。残る「黒瀬村」は、榎田の南方で雄物川左岸の秋田市雄和下黒瀬で、これも亀田藩領だった。ただし、由利領の内越郷に同名の「黒瀬村」があつたため、後に下黒瀬・上黒瀬と区別されるようになったところである。

この羽根川郷から桂根村を飛び越えて、その北方に位置したのが百三段郷で、それは「浜田村・石田村・内橋村」の三ヶ村からなるという。「浜田村」は秋田市浜田、「石田村」は同市豊岩石田地区を指すと見られる。しかし、「内橋村」については今のところ現在地を比定することができない。ここでは、海岸部の浜田地区から雄物川左岸の豊岩地区に至る中間のどこかと考えておきたい。

以上確認する通り、羽根川郷の前郷村と八田村を結ぶ出羽丘陵の東西ラインより南方で赤尾津郷に向かう位置にあつた

名ヶ沢村、およびその更に南方に位置した君ヶ野村、それと、羽根川郷と百三段郷の間に割り込む海岸部の桂根村、これら三ヶ村は、「由利郡中慶長年中比見出検地帳」にその名を確認することができない。それは、この三ヶ村が立地上は由利領北部にありながら、慶長十七年の最上氏検地を受けておらず、支配の上では最上領には含まれていなかったことを意味している。

先に、「君川野村」と「ミやうか澤村」の両村は太閤蔵入地だったことを確認した。また、雄物川左岸地帯では、「米々木村」・「平沢村」・「鮎川村」・「小山村」、そして「豊巻村」もまた太閤蔵入地で、これらはおつて秋田実季が支配するところだった。元和八年十月、本荘城受け取りに出陣した佐竹勢が、一旦本荘を離れ、「由利境目」の自領内に待機すると定めたその場所は、「君か野・ミやうが沢・かつらね」の三ヶ村と「とよまき」で、この四ヶ村が秋田藩領だったことは間違いない。

したがって、以上を勘案するなら、次の推定が成り立つ。すなわち、天正十七年の湊合戦のころ、由利領北部一帯は赤尾津氏の支配するところで、内訌を制した秋田実季は戸沢氏に対峙する上で赤尾津氏との連携を強め、赤尾津氏当代の弟で羽川新助が治めていた領域にも秋田実季の支配が及び、赤

尾津氏が治める由利領北部地域に食い込む形で秋田実季の所領が形成されるところとなった、そう考えられる。

塩谷順耳氏によれば、秋田実季は寛文以後の河辺郡に相当する地域を「豊嶋通り」とよんで豊島城主が所管する行政区域を設定し、名ヶ沢村に関しては「由利郡に入るべき若荷沢村が豊嶋通りに含まれていた」と指摘されている。そして続けて、「由利諸党の羽川新助は湊合戦の後、豊島城主になっているが、それとの関連で考える必要があるだろう。」と結んでいる。⁽²⁶⁾いま、君ヶ野村や桂根村について史料的に押さえることはできないが、こうした赤尾津氏一党の羽川新助の動きを知るとき、両村もまた名ヶ沢村に近い経緯をたどって秋田実季の所領に組み込まれたのではないだろうか。そして、女米木村から小山村・豊巻村に至る雄物川左岸地域に關しても何かしらこれに近い経緯をたどり、秋田氏と赤尾津氏の融和的関係の中から実季がここを自らの支配下に組み込んだのではないだろうか。

ところが、豊臣秀吉の奥羽仕置により君ヶ野と名ヶ沢、それに女米木・平沢・相川・小山の各村は太閤蔵入地となった。そしてそのあと、実季が常陸国六戸に移封したのに伴い、代って入部した佐竹義宣が、実季が実質的に治めていた太閤蔵入地を引き継いだ。しかし一方で、羽根川郷の八田村から後に八田村の一部とされた榎田地区、およびその南方に位置した

黒瀬村、そして百三段郷などは、赤尾津氏本体の所領であり続けたのだろうか。ところが、徳川家康により由利領が最上義光領に編入される過程で赤尾津氏が離散分解したことで、これらの村々は本城満茂の支配に引き継がれるところとなった、そう考えられる。これにより、佐竹氏入部直前の由利領北部地域に展開した入り組み状況が理解できただろう。

四 由利領への人返し

次に、佐竹氏が出羽国に新領地の統治を始めたころの由利領北部地域について考えてみたい。梅津政景がその日記に書き留めた百三段に関する最初の記述は、元和五年（一六一九）十二月二十三日、欠け落ち百姓の人返しに關する次の一件だった。

一、赤宇津より原田河内被申越候。宮か崎村へ欠落参候百姓いづみふうふ式人、金助妻子供二六人、左衛門三郎妻子供二四人、合拾式人、も、さた小野弥三郎と申者二渡、罷帰候。弥三郎切手和田町煎煎二渡。但右人ノ内左衛門三郎と申者、当十二所町孫左衛門と申者ノ所二銀百三十目借候て、当年より四年しち物二居候由、書物有。此銀、左衛門三郎二御尋、返し給候へと河内所へ書状二かき、切手為持、孫左衛門内ノ者、本城よりノ飛脚二卷

人差添、越申候。²⁷⁾

これにより、慶長・元和のころ、由利領の北半を支配した本城豊前守満茂の在地状況の一端をうかがうことができる。この一件は、赤尾津の原田河内から政景のもとに届いた一通の書状から始まった。書状の内容は、原田から「欠落百姓」の人返しを求めるもので、「いつミ」(和泉か)夫婦二人、金助夫婦とその子供四人、それに左衛門三郎夫婦と子供二人の計十二人、この三大家族が由利領から佐竹領の宮ヶ崎村に逃亡してきたのだった。秋田実季がこの一帯を支配し、羽根川新助を豊島城主に据えた当時を思い起こすなら、佐竹氏入部以降も、百姓たちの世界では、ことと由利領北部地域には一体的な地域社会が形成され、交流の場が生まれていたのではないだろうか。返還要求を受けた政景は、この者たちを捕らえさせ、自ら「も、さた小野弥三郎と申者」に引き渡している。そして、その帰り際、弥三郎から身柄を預かった旨、証文を取り、それを和田町の肝煎に渡している。

三大家族が身を寄せた「宮ヶ崎村」は現在の秋田市河辺宮崎(みやざき)地区で、正保国絵図には「式田宮崎村」と記されている。この村は、宝永八年(一七一二)の「出羽国・下野国之内秋田領郷村高辻帳」では、「宮ヶ崎村」と記され、当時は政景が記す通り「みやがさき」とよんでいたらしい。²⁸⁾ また、政景が記す「和田町」は「宮ヶ崎村」の西方に隣接し、

羽州街道が整備されると、そこには和田宿が設置される。しかし、正保国絵図には和田の村名は確認できず、右の元和年間においても宮ヶ崎村と和田町の関係はわからない。政景の記述からは、和田町肝煎が宮ヶ崎村を管轄下においていたらしいことがうかがえる。ともに河辺郡にあつて豊島城から東方に四キロメートルも離れていない所に位置している。

欠落百姓の一人、左衛門三郎は、家族を宮ヶ崎村に住まわせながら、自らは「十二所町」の孫左衛門のところから四年間の契約で年季奉公に出、銀一三〇匁を前借りしていたという。「大日本古記録」はこの「十二所町」を久保田城下の「十人衆町カ」と考証している。²⁹⁾ そして、三大家族を捜索したところ、この貸借関係が明らかとなり、政景は原田に書を認め、左衛門三郎を問いただし、この銀を孫左衛門に返えさせるよう頼んでいる。そしてこの書状を本城領に入るための証明書とともに孫左衛門配下の者に持たせ、原田の書状を持ってきた飛脚に添えて原田のもとに遣わしたのであった。だが実は、三日前の十二月二十日、原田からはもう一通、最初の書状が政景のもとに届いていた。

一、本城より原田河内書中有、様子ハ、いつミ・金介・左衛門三郎と申百姓、人数十哲人、豊嶋ノ内宮ヶさき村之若狹と申百姓ノ所二居候由、返し候様ニと被申越候間、即太山孫左衛門を以、弥五郎方へ申渡候。³⁰⁾

原田は、欠落百姓が宮ヶ崎村の百姓若狭のもとに潜んでいることを突き止めていた。知らせを受けた政景は、すぐに大山孫左衛門忠政を渋江弥五郎宣光のもとに走らせ、本城領からの欠落百姓たちを捕らえさせている。原田からの知らせは一人だったが、探索の結果、三家族計一二人だったこともわかった。大山の職はわからないが、渋江弥五郎は宮ヶ崎村の知行主と見られる。

ここで、政景日記、十二月二十日の条には「本城より原田河内書中有」と記され、その三日後には「赤字津より原田河内被申越候」とされる原田河内に関連して、「本城」と「赤字津」の関係を考えてみたい。原田が政景日記に初めて登場するのは、この前年、元和四年九月十二日の条で、原田が山形藩主最上義俊の重臣日野備中より秋田藩家老梅津憲忠宛の書状を携えて久保田にやってきたときだった。日野備中は「最上義光分限帳」で知行一〇〇〇石、慶長十七年、由利領検地を担当した人物である^③。

最上より日野備中書状参候。様子ハ最上為御検使、榊原左衛門殿御下之由、為知被申候。其状原田河内届被申候間、半右衛門留守之様子、備中所より之状請取候様子、河内所まで拙者返答致候^④。

書状は、最上領検使のため幕府旗本榊原左衛門職直が上使となつて下向することを伝える内容だった。前年の元和三

年（一六一七）三月、最上義光の次男で山形藩二代藩主最上家親が三六歳の若さで急死し、嫡子家信への家督継承が認められたが、まだ一三歳の若年であったため、幕府から国目付として榊原が派遣されたのである。職直は天正十四年（一五六六）の生まれ、実は花房職之の次男で、慶長元年（一五九六）、徳川家康に見いだされて謁見し、秀忠の小姓となった。その後、同四年、徳川四天王とも言われる榊原康政の養子となり、同十九年、康政嫡男の康勝から独立して旗本に取り立てられた。そして、このあと寛永十一年（一六三四）には長崎奉行に栄進する。最上検使のときは三三歳だった^⑤。

日野は慶長十七年、由利領の検地を担当し、その北部に秋田藩領の入り組み地域があることを承知していた。そこで、念のため幕府検使が派遣されることを秋田藩側にも知らせるべく当該の入り組み地域を知行する本城満茂に書を託したのもと思われる。その意を受けた満茂は、原田に申し付けて日野の書状を久保田の秋田藩庁に届けさせたと考えられる。「最上義光分限帳」には、原田藤右衛門「三〇石を確認できるが、この原田河内は『大日本古記録』が考証する通り最上直臣ではなく、本城満茂の家臣と見るべきだろう。原田が秋田城下に着いたとき家老の憲忠は留守だった。原田は憲忠に会えないまま書状を置いて藩役所を出たので、憲忠に代わり政景が確かに書状を受け取った旨、配下の者を走らせ伝えさせてい

る。

このとき、榊原が最上領をどのように巡検したのか、具体的なことはわからず、由利領を訪れたか痕跡もつかめない。そして、このあと義俊と名を改める家信は、結局、最上家中をまとめきれず、家中分裂を理由に改易処分となるのは四年後の元和八年八月のことだった。この元和三年時点で、最上氏の改易とそれに続く本多正純の処罰まで秀忠政権がすでに見通していたと見るのは穿ち過ぎだろう。だが、幕府検使榊原職直が江戸に持ち帰った最上領に関する諸情報が、正純の由利移封とその後の処置に役立てられたことは確かだろう。

五 本荘の原田河内と百三段の弥三郎

原田と政景が初めて対面するのは、元和八年十月二十日、羽州街道が皆瀬川を越える秋田藩領の岩崎に於いてだった。この月九日、本荘城は佐竹勢により破却され、八月に改易を命じられた最上氏の家臣一同は、その後の身の振り方に苦心していた。最上氏の陪臣とはいえ、原田は本城満茂家中で高い地位にあったと思われる、本荘領を本多正純に引き渡すまで現地に留まっていたと見られる。政景は、山形城受け取りから本多正純の由利移封まで一連の処置を指揮した幕府上使永井直勝が、山形から江戸へ帰るのを見送った後、久保田へ戻

る途中だった。

一、岩崎にて原田河内方と始参会致候⁽²⁾。家族を伴っていたであろうか、主を失った原田主従には胸に迫る思いがあったに違いない。しかし、政景が日記に留めたのはごく短くこの一文だけだった。原田主従のその後の様子はつかめない。

二年前の元和六年、政景は計十一回にわたり原田と書を取り交わしていた。そのほとんどが人返しに関するもので、「はね川村之百性」・「油梨ノ内、下村之百性」・「羽根川之内、八ツ田村ノ百性」、そして居所不明ながら百姓と見られる「与介」、この者たちが秋田藩領に逃亡し、原田はその返還を求めている。また、これらとは別に由利の出身で秋田藩士黒沢道家配下の足軽となっている者もいれば、逆に秋田藩側から仙北郡檜岡村の百姓の娘が、由利領矢島の篠子(笹子)村に逃げた者もいて、相互に返還を求めている⁽³⁾。

原田は秋田藩側の協力に感謝してか、同じく元和六年の五月九日、政景が日本海沿岸を通って京に上る途中、本荘城下で昼食を取り金浦まで進んだところに、政景の本荘通過を知らず「無沙汰之由」をわび、わざわざ「樽・肴」を送り届けている⁽⁴⁾。これら一連の記述では政景は「本城より原田河内」と記するのが普通で、一回だけ「油梨原田河内所より」と認められている。元和五年十二月二十日、原田が「いつミ」等三家族

の人返しを求めて初めて秋田藩側に書を認めるとき、そこには当然、自身が本城満茂の家臣であることを記していた筈で、それを見た政景は「本城より原田河内書中有」と書き出したのだろう。つまり、この「本城より」は書の発信地ではなく、本城満茂配下の原田河内からの、という意味に解したい。

この書き出しにより、原田と満茂の主従関係がすぐに理解できる。「最上より日野備中書状参候」も同様の表現だろう。「最上」を書状の発信地とするなら、広すぎて意味をなさず、政景が伝えたかったのは、差出人がどこの家中なのか、その帰属関係だったのではないか。

一方、十二月二十三日の「赤宇津より原田河内被申越候」の方は、発信地に重きを置いた表現だったのではないか。政景日記を読み返すと、「いつミ」等三大家族が本城領のどこから逃げてきたのが記されていない。この後も、原田から人返しを求める書が届くが、そこでは、どこの村の百姓なのか、その居所を示すのが基本となっている。おそらく、「いつミ」等についても原田はそれを明記していたに違いない。原田にとって、「いつミ」等三大家族の人返し要求は、秋田藩側に頼んだ最初の事案だった。原田はその職務上、逃亡百姓の旧地を尋ね、間違いないことを確認した上で、その現地から書を確認したのではないか。政景の書きぶりからは、そうした事態が想起される。つまり、政景は「赤宇津より」と書き出す

ことによって、「いつミ」等三大家族が赤尾津からの逃亡者だった、そのことを伝えて、そう考えたい。

以上の考察は、原田が本城満茂が本荘に移った後の赤尾津の知行主で、赤尾津に居住したまま自らの知行地百姓が秋田領に逃亡したのではないか、そう疑ったからだ。だが、原田は東由利の下村郷からの逃亡者や、矢島の笹子郷へ欠落した百姓の娘まで取り扱っている。そしてその矢島へ逃げた仙北郡檜岡村百姓の娘については、檜岡村を知行地とする秋田藩士白土長蔵が家老の梅津憲忠に願い出、憲忠を通して原田に返還が求められたのだった。

本城満茂は慶長十八年には本荘に移ったと見られ、それ以降城下町の建設は着実に進められたことだろう。したがって、元和年間には原田も本荘城下に移り、そこで満茂から領民の人返し案件を託されていたと考えられる。その職名はわからないが、原田は本城氏の家中にあつてそれなりの高い地位にある人物だったと見て間違いないだろう。また、矢島笹子郷の事例から、原田は由利領全体の人返し事案を取り扱っていたとも考えられ、由利領全般を所管した本城満茂の立場と、最上領の中で相対的に自立した由利領のあり方が見えてくる。

そうしたとき、元和五年十二月、政景が「も、さた」で「いつミ」たち三大家族を引き渡した小野弥三郎をどう捉えた

らよいか。その様子を政景は「も、さた小野弥三郎と申者二渡、罷帰候」と記している。「最上義光分限帳」では小野姓は一五〇石の弥七郎と、鎗衆で四〇〇石、五人扶持の掃部左衛門の二名を確認することができる。しかし、それとの関係はわからず、「大日本古記録」はこの弥三郎を本城満茂家臣と考証している。「も、さた小野弥三郎と申者二渡、罷帰候」という政景の書きぶりからは、弥三郎を地位ある武士とは見えない印象を受ける。

また、政景は「も、さた二て」とも記していない。この点から考えると、欠落百姓を受け取るため本荘から派遣された弥三郎に、百三段にて三家族を引き渡した、そうではなく、百三段にいる弥三郎に渡して帰った、そのように読めるのではないだろうか。つまり、推測の域を出ないが、弥三郎は百三段居住の知行主だったのではないか。本荘城下の建設は着実に進められただろうが、この時期、必ずしも全家臣の城下集住が実現されたわけではなく、本城家中の中にはその来歴に応じ、旧来通り知行地村方に居住する者もいたのではないか。元和八年十月、百三段地域の村替は、このような在地状況下において進められたのだった。

ここで、政景日記に記録された「人返し」の全体像について捉えてみたい。表1は「大日本古記録」の索引から「人返し」の項目をすべて拾ったものである。二列目の漢数字は、その

巻数を示し、西暦は和暦年数を単純に置き換えて表示しているため、旧暦十二月中下旬については正しくない。また、「相手」は、人返しの当事者をめぐって政景が対応した交渉相手を指し、「方向」の項目では、その当事者が秋田領に逃げたのか、逆に秋田領から逃げ出したのかを示している。ここで空欄とした整理番号45は、秋田の町人が商売をめぐって泉州境の町人と争っていたようで、それを津軽で発見したため弘前藩に対して人返しを求めたものだった。

また、この列を利用して、同一の人返し案件を取り扱っている事案についても整理番号を用いてこれを表示した。たとえば、整理番号2では、政景は仙台藩領から逃亡してきた藤七郎を捕縛した旨を記し、同3でその十六日後に仙台藩から派遣されてきた使者にその者を引き渡したことを伝えているので、「方向」の項目に「2」と表示している。また、整理番号26で欠落人の捜査依頼を受け、同28で、その八日後にはその者を送還しており、この二つが同一案件であることを示している。欠落百姓を受け入れる側では、前もって身代金を支払い年季雇いする場合があり、そうしたときに藩命によって欠落百姓の返還に応じた際には、政景がその旨を先方に伝え、前貸し金の返済を求めている。整理番号29と31はその逆で、秋田領の百姓の娘が由利領へ逃れていたのが送還され、その八日後にその「身の代銀」を政景が返還させている。政

表1 政景日記に見る「人返し」

整理番号	政景日記	和暦	西暦	相手	方向	記載事項
1	一 92p	慶長17年8月13日	1612	越後出雲崎	来	「代官久兵へ手代依田孫左衛門小者作内返し申候」
2	一 108p	慶長17年9月1日	1612	仙台藩	来	「岩手山城代山岡志摩守よりき、まつたう(松任)総殿介小者藤七郎と申者かけおち仕」
3	一 114p	慶長17年9月17日	1612	仙台藩	2	仙台から逃亡の「藤七郎」を引き渡す
4	一 115p	慶長17年9月20日	1612	秋田領内	領内	「介左門尉内下瀬又兵へと申者、(略)かけおち候由、(略)おし籠、成敗致候」
5	一 129p	慶長17年10月13日	1612	越後	来	「(越後頸城郡)北条村之徳右衛門と申もの、むすめ、戌ノ年当山(院内)へ参候」返還要求
6	一 136p	慶長17年10月23日	1612	越後	5	「北条村の徳右衛門と申もの、まんと申女」送還
7	二 123p	慶長19年8月19日	1614	秋田領内	領内	「西馬音内御百姓加右衛門と申者之下人左衛門五郎と申者」院内銀山へ監落 「信太主水下猪介と申者、かけおち、爰元ニ罷有候由」を返還
8	二 137p	慶長19年10月26日	1614	最上藩由利本荘	来	「最上よりかけおち者(土崎)湊ニ罷有、赤宇津之豊前殿より状付、成敗候様ニ御頼」
9	二 141p	慶長19年11月8日	1614	最上藩庄内大山	来	信濃の作介、播磨の二右衛門を殺し二右衛門女房と大山に欠落、大山で捕縛の上、半舎
10	二 141p	慶長19年11月9日	1614	最上藩由利滝沢	来	釈迦太兵衛の女房で傾城の小金、宗太夫と欠落、由利滝沢で捕縛送還、宗太夫成敗
11	四 119p	元和5年11月16日	1619	最上藩由利岩屋	行	「向正九下之者ノ百性、岩屋へ欠落、(略)かへされ候由」
12	四 124p	元和5年11月26日	1619	盛岡藩	行	「十二所ノ内山館村之百性」返還される
13	四 142p	元和5年12月20日	1619	秋田領内	領内	「(阿仁金山)御運上懸り候者(未進の者)(略)走者ハ引返し、籠者有はつ」
14	四 143p	元和5年12月20日	1619	最上藩由利本荘	来	「本城より原田河内番中有、(略)いつミ・金介・左衛門三郎」等の捜査依頼
15	四 147p	元和5年12月23日	1619	最上藩由利本荘	14	「赤宇津より原田河内被申越候、(略)合拾式人、も、さた小野弥三郎と申者ニ渡」
16	四 149p	元和5年12月25日	1619	秋田領内	領内	「角館小杉山之百性式人欠落候を引返し候間、籠者有度由」
17	四 150p	元和5年12月25日	1619	盛岡藩	行	「向正九百性兩人欠落、(略)南部より引返し参候」
18	四 150p	元和5年12月26日	1619	最上藩由利本荘	来	「本城より原田河内飛脚有、(略)百性欠落之儀、無残返し候儀、祝着之由」
19	四 150p	元和5年12月26日	1619	仙台藩	来	「仙台奉行衆(略)より番中有、(後藤)寿庵百性上浦ノ内へ欠落参候由」

20	四 173p	元和6年2月2日	1620	盛岡藩	来	「南部ノ内、鹿角大湯之町人、十二所へ欠落」
21	四 187p	元和6年2月27日	1620	最上藩由利本荘	来	「本城より原田河内(略)書中有、はね川村之百性九右衛門(略)北浦(略)へ罷越」
22	四 191p	元和6年3月4日	1620	最上藩由利本荘	21	「油梨原田河内所より(略)九郎左衛門(略)羽根川荒屋より為参者、(略)返し申候」
23	四 193p	元和6年3月7日	1620	最上藩由利本荘	来	「原田河内所より羽根川村之惣左衛門妻子四人返し候、(略)礼状」
24	四 285p	元和6年10月23日	1620	最上藩由利本荘	来	「本城より原田河内(略)書中有、先立与介と申者返し置候」
25	四 301p	元和6年12月9日	1620	秋田領内	領内	「阿仁金山より(略)御運上未進候て欠落ヲ院内銀山より(略)引返し申候」
26	四 313p	元和6年閏12月4日	1620	最上藩由利本荘	来	「本城より原田河内書中有、(略)油梨ノ内下村之百性理右衛門と申者(秋田領へ)参」
27	四 320p	元和6年閏12月11日	1620	最上藩由利本荘	来	「下村ノ百性理右衛門(略)からめ被遣候」 「羽根川之内ハツ田村ノ百姓甚左衛門、(略)八柳ノ内しど田と申所ニ(略)居候(略)」
28	四 321p	元和6年閏12月12日	1620	最上藩由利本荘	26	「下村ノ百性理右衛門」「羽根川之内ハツ田村ノ甚左衛門」を「返し申候」
29	四 324p	元和6年閏12月15日	1620	最上藩由利本荘	行	「楢岡村源兵衛と申者の子たつ、矢嶋之内篠子村」へ逃亡を原田河内より返還
30	四 330p	元和6年閏12月21日	1620	最上藩由利本荘	来	「本城より原田河内飛脚有(略)黒澤甚兵衛(の足軽)佐五右衛門と(親)大学」の返還要求
31	四 340p	元和6年閏12月23日	1620	最上藩由利本荘	29	「楢岡村源兵衛子共」の身の代銀を原田方へ返銀
32	五 61p	元和7年8月7日	1621	仙台藩	来	仙台藩片倉重長の小人欠落につき、政景と交渉
33	五 132p	元和8年2月5日	1622	江戸・松平信綱	行	「(秋田藩茶道坊主杉山)玄正小者(略)欠落、松平伊豆殿下太嶋いつきと申者ノ所ニ奉公」
34	五 144p	元和8年3月4日	1622	秋田領内	領内	「長三郎中間九介と申者、年内欠落候を今日見出し、(略)からめ指置く」
35	五 288p	寛永元年4月3日	1624	庄内藩	来	「酒井雅楽殿御内衆日比野三郎兵衛と申仁(略)欠落候下人五拾野目ニ罷有候」
36	五 302p	寛永元年5月22日	1624	庄内藩	来	「酒井宮内殿より(略)当春庄内百性仙北へ欠落、返し候御礼」
37	六 17 p	寛永2年2月26日	1625	本荘藩	行	「西馬音内狼田村之百性弥五郎・四郎右衛門と申者、(由利郡)玉米村へ欠落候由」
38	六 18 p	寛永2年2月26日	1625	本荘藩	来	「本城より(略)下村之右馬助と申者人数四人太沢(大沢)村へ欠落候由」計31人を送還

39	六	259p	寛永4年7月20日	1627	仙台湾	来	「仙台より(略)先立和久半左衛門百姓かけをち、御領分へ参候を(送還)」の札状
40	七	149p	寛永6年3月26日	1629	本荘藩	来	「本城川口之百姓源二郎・左平次と申者欠落、当町ニ罷有候由」
41	七	150p	寛永6年3月28日	1629	盛岡藩	行	「(秋田郡)葛原之百姓十郎左衛門と申者、南部白根(金山)近所之開所へ欠落」
42	七	153p	寛永6年4月4日	1629	本荘藩	来	「本城より八左衛門申越候欠落百姓、合十四名、此人数七十七人(略)渡申候」
43	七	154p	寛永6年4月5日	1629	本荘藩	来	「本城より(略)百姓欠落仙北に廿名、(略)屋形様被仰出分ハ、(略)以来ハ返し申聞敷由」
44	七	299p	寛永7年9月1日	1630	盛岡藩	来	「(南部藩)知行之百姓、六郷・飯詰・二柳と申所へ欠落候由」を送還
45	八	50p	寛永8年3月27日	1631	弘前藩		秋田藩と争論中の「(泉州)境之三十郎」を津軽で発見し、津軽藩に送還を求める
46	八	103p	寛永8年6月28日	1631	本荘藩	来	「本城六郷兵庫殿(略)古雷町人十名此人頭五十三人欠落、野代町ニ罷有候由」を送還
47	八	105p	寛永8年7月2日	1631	本荘藩	46	「本城より欠落者、野代にて人頭五十三人、使小野四郎兵衛朔日請取、其夜無残逃し候」
48	八	108p	寛永8年7月6日	1631	本荘藩	46	能代にて受け取るはずの53人につき本荘藩より問い合わせがあり、残らず逃亡と返答
49	八	151p	寛永8年9月28日	1631	弘前藩	行	「福原忠三百性ころやり村藤十郎、去年欠落(略)、津軽銀山へ参候由」
50	八	180p	寛永8年11月8日	1631	弘前藩	来	「津軽より(略)、人之女房を盗み、九兵衛と申者欠落、小鹿脇本へ参候由」の返還請求
51	八	237p	寛永9年5月13日	1632	越後蒲原	来	「三条町成田次郎左衛門と申者小者五郎作と申者、公儀御米売金過分ニ盗」秋田へ逃亡
52	八	240p	寛永9年5月23日	1632	仙台湾	来	仙台湾より逃亡の僧「常海」とその家族を捕縛し、「てくら川原まで被遣候」
53	九	10p	寛永9年11月4日	1632	秋田領内	領内	「なら(檜)岡村之養子之かけ落、川井平右衛門指南之御足軽ニ罷成候」

景日記には全五三ヶ条にわたって「人返し」に関する事項が記録されているが、こうした同一案件を扱った事案が九件あって、「人返し」の案件は全部で四四件となる。

総山奉行を勤めたためか、政景は院内銀山へ逃亡してきた者（整理番号5・7）や、阿仁金山の運上を未進して秋田領内に逃亡した者（同13・25）を捕らえ、引き渡している。表1は、それらも「人返し」の範疇に入れている。また、中間が逃亡したり、領内の百姓が秋田藩士の足軽になっていたりするのを元に戻させており、このような領内の人返しについても七件ほど書き留めている。あるいはまた、政景が義宣に従って江戸に出ていた折には、秋田藩の茶道坊主の小者が江戸で他藩の武士に仕えているのを発見し、先方に交渉して引き戻させ、逮捕している。これらを見ると、人返しの範疇もあいまいで、表1は政景が何らかの関係でその職務上関与した人返し事案を書き留めたものだった。つまり、この表にこの時期、秋田藩が関わった人返し事件のすべてが網羅されているわけではない。

しかしそれでも、ここには一定の傾向が示されていると見てよいだろう。整理番号19は、仙台藩でキリスト教の普及に努めた後藤寿庵に関するもので、寿庵知行所の百姓が秋田藩領で当時「北浦」といわれた仙北郡の角館方面に逃亡したらしいとの情報を仙台藩奉行衆が知らせてきた。そこで政景は、

仙台藩からの使者に上浦で潜伏していそうな場所を教え、探索に協力している。領内に多くの鉾山を抱える秋田藩には、数多くのキリシタンが流入したはずで、表1にもそれが反映されるのではと予測したが、そうではなかった。寛永元年六月三日の条に、「一、きりしたん衆三十式人火あふり、内式拾式人ハ男、十壹人ハ女」と政景が記す通り秋田藩においてもキリシタンへの弾圧は過酷を極めた。だが、キリシタンに関してその人返しを求める藩はなく、この表にそれがあがるはずはなかった。

また整理番号8も一般的な事例から見れば、やや特異な人返し事件だろう。

一、右近殿より参候へと御使候間、罷出候へハ、最上よりかけおち者、湊二罷有、赤宇津之豊前殿より伏付、成敗候様二御頼候間、如何と御談合之様子二被仰候。我等申分ハ、とかく被引詰、被仰付可然候。我等今晩罷越、明日天明候ハ、申理、腹を可為致候。異儀申候ハ、則押込、成敗可申候。

慶長十九年（二六一四）十月二十六日、政景は家老の向右近宣政に呼び出された。向のもとに赤尾津の豊前から書状が届き、「最上よりかけおち者」すなわち、最上氏山形藩からの脱藩浪人が秋田藩の土崎湊に潜伏しているようなので、その者たちを「成敗」、つまり殺害するようにと依頼してきた

のだった。差出人の豊前は本荘豊前守満茂で由利領検地を終えた慶長十七年には、本荘城の建設に着手し、やがて赤尾津から本荘に移ると考えられているが、右史料によれば、このときはまだ赤尾津にいたようである。土崎湊に逃げてきたのは、安孫子左門と蔵人の兄弟で、合わせて一六、七人の配下の者を従えて湊の酒田町に潜んでいた。依頼を受けた向は、どう対処すべきか検討しているところだった。このとき、藩主義宣は大坂冬の陣に当たり、江戸を發して大坂に向かっている最中だったから、国許を与る向がこれを決断しなければならなかった。山形藩は二代藩主最上家親の統治下にあったが、一族が複雑に対立する関係にあつて、安孫子兄弟はその抗争から逃れてきたのだった。しかし、国許ではそれを許さず、送還どころか殺害を依頼してきたのである。相談を受けた政景は、このときまだ三四歳だった。とにかくその身柄を確保し、その上でこちらからの指令を伝えるべきだとして、この日の晩に身柄を押さえ、明朝には山形藩からの「成敗」の依頼が届いていることを説明し、切腹させるべきだ。もし、異議を唱えるようであれば、取り押さえて成敗する、と政景の考えは厳しかった。

翌日早朝、政景は物々しい手勢を率いて土崎に向かうと、安孫子兄弟は抵抗することなく政景の言を聞き入れ、切腹した。政景日記から人返しについて考えるなら、誰しもが真っ

先にこの一件を想起するだろう。だが、当時の人返し事例からすると、これは少し特異な事件だった。人返しの多くは、逃亡した百姓を連れ戻すことであり、百姓が自領から逃げ出すのを阻止するところにねらいがあつた。

表1に戻ってみよう。人返しの当事者を見ると、そのほとんどが秋田領へ逃げてきた例で、秋田領の人間が他へ出たのを引き戻す案件は、前に見た茶道坊主を含め八例しかなかった。整理番号12・17・41の盛岡藩領へ逃げた三例は、いずれも十二所越の鹿角方面で、内一件は白根金山への逃亡だった。また、49の津軽領へ逃げた一件も、やはり鉾山だった。そして残る11・29・37の三例がいわゆる由利領への逃亡で、やはりみな百姓だった。仙台藩領への逃亡は見られない。逃げてくる者に対して脱出者はかなり少ないように見えるが、その比率は実態を反映していない。現実にはもつと多くの逃亡者がいたと思われるが、おそらくそれらの情報は政景ではなく、家老のもとに集約されていたのだろう。一方、先方から人返しの要求を受けた家老たちは、その探索と引き渡しの実務を政景たちに命じたため、政景日記には自ずと逃れてきた者たちに関する記述が多くなった。それが当然だった。ただし、記述例は少ないながら、ここからはおおよその傾向が読み取れるだろう。すなわち、藩領北部では、米代川沿いの平坦な道筋を辿れ、かつ鉾山もある鹿角地方への逃亡が多く、藩

表2 政景日記に見る「人返し」件数の割合

相手		条数	件数	件数	割合 %
最上藩由利本荘	由利領	14	9	17	45.9
最上藩由利岩屋		1	1		
最上藩由利澁沢		1	1		
本荘藩		8	6		
最上藩庄内大山	庄内	1	1	3	8.1
庄内藩		2	2		
仙台藩		6	5	5	13.5
盛岡藩		5	5	5	13.5
弘前藩		3	3	3	8.1
越後		4	3	3	8.1
江戸・松平信綱		1	1	1	2.7
計		46	37	37	100
秋田領内		7	7		
合計		53	44		

領南部ではなだらかな出羽丘陵を越えて由利領への逃亡が多かった。そしてこの傾向は、秋田領へ逃げてきた者を含めた全体を見ても同様だったと思われる。逃げてきた者と逃げ出した者の両方をまとめ、秋田藩が交渉した相手諸藩を地域ごとにまとめたのが表2で、ここにその傾向が明確に現れている。すなわち、最上氏改易以前の由利の諸地域と、最上氏改

易後、その一部を引き継いだ本荘藩を合わせ、これを由利領とするなら、政景日記はこの地域に関して全部で一七件の人返し事件を記録している。これは、秋田領内での人返し事例七件を除いた残り三七件の実に約四六パーセントを占めている。前項では、本城満茂配下の原田河内と交わした人返し案件について詳しく考察したが、そうした由利領との人返し事件は、政景が扱った事案全体の半分近くを占めていたのだった。これは、地元住民の視点に立ったとき、秋田領と由利領の垣根は低く、百姓世界の日常生活においては、かなり自由な交流と往来が繰り広げられていたことの証しだろう。この点、幕府罪人本多正純が由利領の先端、大沢郷に居所を移したとき、それとの通交を監視し、制限するよう幕府から求められた秋田藩にとって大きな課題となつたに違いない。

なお、表1の整理番号38・42・43・46の如く初期の六郷氏本荘藩からは、集団的逃散とも見られる秋田藩領への大規模な逃走劇があった。43では、秋田藩主佐竹義宣が「以来八返し申間敷」と人返しを拒んでいる。この問題は解明しなければならぬ課題だが、本稿の目的からはそれであり、ここでは扱わない。

むすび

以上の考察を整理し、結びとしたい。

- ① 戦国末期、土崎に本拠を置く秋田氏と角館を勢力基盤とする戸沢氏は対立する関係にあった。両者は大仙市協和地区から同市西仙北地区の雄物川左岸域一帯の地域で抗争した。天正十七年（一五八九）の湊合戦を機に秋田氏は由利領北部地域を支配した赤尾津氏との連携を強め、連合して戸沢氏と対抗するところとなった。翌年、奥羽仕置により表面上の平和が維持され、秋田・赤尾津連合により由利領北部地域に形成された入り組み支配が太閤蔵入地となって残った。一方、出羽丘陵を東に越えた大沢郷は赤尾津氏支配の由利領であり続け、戸沢氏が支配する木売沢・江原田などとの間には明確な境界線が引かれ、支配域の混在はなかった。そして、関ヶ原合戦後、秋田氏の支配域は太閤蔵入地も含め佐竹氏に引き継がれ、赤尾津氏一党が支配した領域は同氏の分解離散とともに最上氏配下の本城満茂の支配するところとなった。その結果、本城氏支配域にかつての太閤蔵入地が佐竹氏支配の飛地となって残った。
- ② 徳川の体制となっても大沢郷は最上氏支配の由利領であり続けた。しかし、元和八年（一六二二）、最上氏が改易されると由利領には新しい領主たちが配置され、大沢郷は幕府

罪人本多正純扶持料の時代を経て、岩城氏亀田藩領や生駒氏矢島藩の飛地となった。そして正保四年（一六四七）の国絵図によれば、その大沢郷は由利領から分離され、「山本郡」に色分けされる。それがさらに寛文印知では、幕府によって由利郡が認定されるとともに、山本郡は仙北郡と改められる。これにより、大沢郷が戦国末期から近世初頭、最上氏支配の時代までは由利領だったことが正しく伝えられない結果を招いた。

③ 最上氏が実施した慶長十七年（一六二二）の由利領検地は指出検地ながら近世的な検地で、「半物成」「五ツ取」の形式は村方の年貢負担を確定し、かつ家臣への知行配分により経済的保障を与えると同時に、知行主の恣意性を排除しつつ諸役を賦課する体制を確立した。これにより、本城氏も家臣の統制力を強め、本荘城とその城下町を建設整備して家臣の城下集住を推し進め、由利領を近世社会へと導いた。

④ 慶長十七年の由利領検地を反映すると考えられる「由利郡中慶長年中比見出検地帳」から、本城氏支配時代の郷のまとまりを見ると、出羽丘陵を東西に横断する形で海岸部から雄物川左岸域に達する一帯に羽根川郷が形成されていた。ところが、この羽根川郷の南側に位置する名ヶ沢と君ヶ野の二ヶ村、および羽根川郷とその北方の百三段郷の中間に位置した桂根村は、この「見出検地帳」に記載がなく、ここは戦

国期秋田氏が支配したことに由来する太閤蔵入地を佐竹氏が引き継いだ結果、本城氏支配域の中に残った秋田藩の飛地だった。

⑤ 政景日記に百三段の地名が初めて登場するのは、由利領からの逃亡百姓を政景自らが百三段に連行し引き渡した事件だった。これを手がかりに由利領側の担当者で本城満茂配下の原田河内と交わした人返し案件を見ると、地元百姓たちの世界では由利領北部地域と秋田領を区分する垣根は低かったことがうかがえた。政景日記から慶長末以来、元和・寛永期における人返し案件全般を分析すると、秋田領と由利領との人返し事例が藩領全体の約半数近くに達し、この地域では百姓たちが日常的な交流域を形成していたらしいことが予測された。

以上により、百三段地域の秋田領編入問題を考えるための前提を一つ解消することができた。次はもう一つの前提となる本多正純が改易されて大沢郷に移ったときの同地の状況と、本多支配の跡地の一部に移った岩城氏亀田藩の初期藩政について、この点の解明に取り組みたい。

註

(1) 秋田県公文書館所蔵 (A三二一―一三〇―一―二二)「梅

津政景日記」元和八年十月八日の条。本稿では「大日本古記録 梅津政景日記 一―九」(東京大学史料編纂所編、岩波書店、一九九六年十月、第三刷)に依拠し、その第五卷二三〇頁。以下これを、政景日記五、二三〇頁と略記する。また、合字の「夕」を「より」に、旧字体を常用漢字に改め、適宜句点を付した。

(2) 「梅津政景日記」元和八年十月四日の条。政景日記五、二二八頁。

(3) 「元和八年、由利領北端百三段地域の秋田領編入について」(秋田大学史学会「秋大史学」六六号、二〇二〇年三月)

(4) 「西仙北町史 先史―近世篇」(西仙北町郷土史編纂委員会編、西仙北町発行、一九九五年三月)二四九頁。

(5) 「梅津政景日記」元和八年十月二日の条。政景日記五、二二七頁で、「御検使衆をハ御帰被成と被仰付、秋田人数をハ由利ニ残置候様ニと御意阿重ニ御座候間、如何、之由申上候へは」と問い質している。

(6) 前掲註(5)に続く記述。

(7) 政景日記五、三二四頁。

(8) 「新訂 寛政重脩諸家譜 第八」(続群書類従完成会、一九八〇年九月)三四八頁。

(9) 「本莊市史 史料編Ⅰ下」(本莊市編集発行、一九八五年三月)五九三頁。原典は(秋田県雄和町 中村善一郎氏所蔵)と註記あり。

- (10) 東北大学所蔵秋田家文書「湊・檜山両家合戦覚書」(「本
庄市誌 史料編 I 上」四七〇頁、「四七六 天正十七年
(二五八九) 五月二十三日、是より先、豊島城主豊島道季、
秋田実季に叛し、実季を檜山城に攻める。是日、秋田実季、
由利衆に助勢を求める。」)
- (11) 前掲註(9)に同じ、五九七頁。
- (12) 秋田県公文書館所蔵「出羽一國御絵図」(同館、一九九
九年刊「絵図目録」I 秋田県全域・藩政期の二六。また、旧
県庁目録では県C一六〇三)。
- (13) 佐竹氏が入部するまで木売沢村や江原田村は戸沢領で、戸
沢氏が常陸国へ移封したあと、この地を佐竹氏が引き継
いだ点については「国典類抄 第十卷 軍部 全」(秋
田県立図書館編、秋田県教育委員会発行、加賀谷書店、
一九八〇年)五六頁所収の「山方太郎左衛門泰純所持黒沢
浮木元重依御意ニ書上之雜書抜キかき」に次の記述を確認
できる。
- 一御國替之時ハ川口切御領内ニ而、荒屋ハ他領なり。刈和
野向えはら田・きうりか沢杯と申処、戸沢殿御領分之跡
ニ而此方御領と成ル。然るを最上殿御身代御果、由利領
御公地ニ罷成、浄光院様被仰立、荒屋三ヶ村豊巻又浜過
迄も御領ニ被成、其替地ニえはら田・きうりか沢を由利
領ニ被成候と也。ニヶ処斗ニ而不足故、寺館尻引と云所
之内をも被遣候と也。
- 前稿「出羽国知行高目録と正保国絵図について」(東北
大学文学部日本史研究室「国史談話会雑誌」第五六号、
二〇一五年)では、木売沢村を仙北郡大沢郷に所在する村
と解していたが、右に見るとおり木売沢村は大沢郷には属
さず、反対に大沢郷を支配した赤尾津氏と対峙した戸沢氏
が支配した村だった。この点、訂正しなければならない。
これを含め、右史料の詳しい分析については別稿を予定し
ている。
- (14) 塩谷順耳「秋田実季領の代官制―太閤蔵入地と代官衆―」
〔秋大史学〕三九号、一九九三年)。
- (15) 「秋田県の地名 日本歴史地名体系5」(平凡社、一九八〇
年六月)三三四頁。典拠の原典は前掲註(10)に同じ、
四七三頁。
- (16) 「秋田市史 第八卷 中世 史料編」(秋田市編集発行、
一九九六年三月)二〇〇頁、二七九 文禄元年(二五九二)
八月二十二日 これより先、秋田実季、家臣を代官、三分
の一代官などに任命し、知行高を定める。の二〇五頁。
- (17) 前掲註(16)に同じ、一九〇頁、二七〇 天正十九年
(二五九二)一月吉日 秋田実季の旧領地秋田郡内に、式
万六千二百四十四石余の太閤蔵入地がおかれ、目録が交付
される。」
- (18) 前掲註(16)に同じ、史料番号三七七の二九五頁。なお、同
「秋田市史」はこれらに続き、次の通り太閤蔵入帳を収録

- するが、「白川村」と「白根村」とが混乱している。
- 慶長三年、史料番号四一三（三二三頁）では白川村
 慶長二年、史料番号五三六（四七九頁）では白根村
 慶長三年、史料番号五三七（四八二頁）では白河村
 慶長四年、史料番号五三九（四八九頁）では白根村
 慶長五年、史料番号五四一（四九四頁）では白川村
 慶長六年、史料番号五四二（四九八頁）では白根村
- (19) 『秋田県史 第二巻 近世編上』（秋田県編、一九七七年四月）五一頁。『本荘市史 通史編Ⅰ』（一九八七）五七四頁および五七七頁は、前掲註（9）の三二〇頁、史料番号34の「大井氏系図」より「赤字會離散」の文言を引用している。
- (20) 前掲註（9）に同じく『本荘市史 史料編Ⅰ下』。史料番号一〇五から一一七まで二三点の検地帳を収録。
- (21) 前掲註（20）に同じ、五四〇頁。史料番号七九「由利郡惣高覚書」
- (22) 前掲註（19）に同じ『本荘市史 通史編Ⅰ』、五八七頁。
- (23) 前掲註（20）に同じ、五七一頁。史料番号一〇三「最上家中分限帳」の五七七頁。
- (24) 前掲註（9）に同じ。
- (25) 前掲註（15）に同じ、四三四頁の「長浜村」。
- (26) 前掲註（14）に同じ。
- (27) 政景日記四、一四七頁
- (28) 秋田県公文書館所蔵「雑録 三」（県A一〇三―三）

- (29) 前掲註（27）に同じ。
- (30) 政景日記四、一四三頁
- (31) 前掲註（20）に同じ、五〇二頁。史料番号六七「最上義光分限帳」の五〇四頁。
- (32) 政景日記三、二五一頁
- (33) 「新訂 寛政重脩諸家譜 第二」（続群書類従完成会、一九八〇年九月）二〇二頁。
- (34) 政景日記五、二三七頁
- (35) 政景日記四、一八七頁、三二三頁、三二〇頁、三二一頁、三三四頁、三三〇頁。
- (36) 政景日記四、二三二頁
- (37) 政景日記五、一三〇頁。
- 本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究（C）「秋田藩における藩士の土地開発と本知高編入に関する研究」による研究成果の一端である。